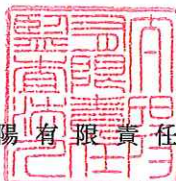


自主監査報告書

平成 28 年 5 月 20 日

社会福祉法人 寝屋川福祉会

理事会 御中


太陽有限責任監査法人
社員
公認会計士

宮内 威 

当監査法人は、平成 27 年会計年度における社会福祉法人寝屋川福祉会の別紙 1 に掲げるサービス区分あるいは拠点区分について、社会福祉法人会計基準等（「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成 23 年 7 月 27 日 雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号）及び別紙 2 に掲げる法令及び関連通知をいう。以下同じ。）への準拠の状況並びにそれにもなう会計管理体制、会計組織の整備および運用状況について調査しました。

調査の結果、社会福祉法人寝屋川福祉会の上記のサービス区分あるいは拠点区分における社会福祉法人会計基準等への準拠並びにそれにもなう会計管理体制、会計組織の整備及び運用は、適切に行われていると判断しました。

以上

別紙1

調査対象区分

法人本部 拠点区分

桜木 拠点区分

上三箇 拠点区分

ひまわり 拠点区分

ひなぎく 拠点区分

自主監査に係る会計ルールに関する主な通知等

1. 社会福祉法人会計基準の制定について
(平成 23 年 7 月 27 日 雇児発 0727 第 1 号、社援発 0727 第 1 号、老発 0727 第 1 号)
2. 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について
(平成 23 年 7 月 27 日 雇児総発 0727 第 3 号、社援基発 0727 第 1 号、障障発 0727 第 2 号、老総発 0727 第 1 号)
3. 社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて
(平成 12 年 2 月 17 日 社援施第 7 号)
4. 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について
(平成 12 年 3 月 10 日 老発第 188 号)
5. 子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について
(平成 27 年 9 月 3 日 府子本第 2545 号、雇児発 0903 第 6 号)
6. 「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について
(平成 27 年 9 月 3 日 府子本第 256 号、雇児保発 0903 第 2 号)
7. 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について
(平成 16 年 3 月 12 日 雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号)
8. 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について
(平成 16 年 3 月 12 日 雇児福発第 0312002 号、社援基発第 0312002 号、障障発第 0312002 号、老計発第 0312002 号)
9. 社会福祉法人の認可について
(平成 12 年 12 月 1 日 障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)
10. 社会福祉法人の認可について
(平成 12 年 12 月 1 日 障企第 59 号、社援企第 35 号、老計第 52 号、児企第 33 号)
11. 社会福祉法人指導監査要綱の制定について
(平成 13 年 7 月 23 日 雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号)
12. 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について
(平成 13 年 7 月 23 日 雇児発第 488 号、社援発第 1275 号、老発第 274 号)

(注) 日付は発出日付を記載し、部分改正が実施されている通知等については、部分改正の日付は記載しておりません。